

発表  
機関

沖縄労働局発表  
令和6年(2024年)  
3月7日(木)

担  
当

沖縄労働局 雇用環境・均等室  
雇用環境改善・均等推進監理官 比嘉 康  
雇用環境・均等室長補佐 大兼久 康弘  
☎ 098-868-4403

## 令和5年(2023年)度第2回 沖縄地方労働審議会の開催について

沖縄地方労働審議会を下記のとおり開催いたします。

### 記

- 日時：令和6年(2024年)3月14日(木) 10:00～12:00
- 場所：沖縄県立博物館・美術館【博物館 講座室】  
(沖縄県那覇市おもろまち3丁目1番1号)
- 議題  
令和6年度沖縄労働局労働行政運営方針(案)について

### 概要

- 地方労働審議会は、厚生労働省組織令第156条の2に基き、全国の都道府県労働局に設置されています。
- 地方労働審議会は、労働者・使用者・公益者の代表からなる委員(各6名、計18名)で構成されています。
- 地方労働審議会では、労働局が諮問した様々な重要事項を調査・審議し、労働局においては各委員から出された意見等を参考に、地域が求める行政運営に取り組んでいきます。

※別添参照

## 沖縄地方労働審議会の概要

地方労働審議会は、厚生労働省組織令第156条の2に基づいて、全国の47都道府県労働局に設置されています。

沖縄地方労働審議会は、労働関係法令の施行や公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査・審議し、労働者・使用者・公益を代表する者から構成される審議会の委員が、沖縄労働局長に意見を述べる場です（沖縄地方労働審議会は、沖縄地方労働審議会運営規程により議事運営されています）。

なお、所掌する事務は「沖縄労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、労働安全衛生法、作業環境測定法、賃金の支払の確保等に関する法律、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（第44条、第45条及び第47条の規定に限る。）並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。」等になります。

### 1 開催時期

1年に2回開催予定（1回当たり2時間程度）

### 2 主な審議事項等

- ・労働行政運営方針（案）の策定に対する意見等
- ・労働行政運営方針の進捗状況に対する意見等
- ・地方公共団体と連携した雇用対策に対する意見等
- ・地域雇用開発促進法に基づく沖縄県雇用開発計画に対する意見等
- ・ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組に対する意見等

審議事項等は、1開催につき2つ程度です。

### 3 構成員

「公益代表委員（6名）」、「労働者代表委員（6名）」、「使用者代表委員（6名）」の計18名で構成されています。

\* 審議会会長は、公益代表からの選出となります。

#### ○令和5年度第1回沖縄地方労働審議会の模様

